

特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ（ユニット型）・さかえひがし（従来型）運営規程
〔指定介護老人福祉施設〕

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人博悠会が開設する特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ（ユニット型）・さかえひがし（従来型）〔指定介護老人福祉施設〕（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 施設の従業者は、要介護者に対し、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等の適切なサービスの提供を行う。
- 2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。
- 3 施設の運営に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結びつきを重視するとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供主体との密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームフランセーズ悠さかえ・さかえひがし
- 二 所在地 長野県下水内郡栄村大字豊栄 2140 番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名
医師は、入所者の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。
- 三 生活相談員 1名以上

生活相談員は、入退所における面接手続き事務や利用者の処遇に関すること、苦情や相談等の窓口業務を行う。

四 看護職員 ユニット型 3 名以上、従来型 2 名以上

看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理・機能訓練指導を行う。

五 介護職員 ユニット型 15 名以上、従来型 11 名以上

介護職員は、利用者の日常生活上の介護・相談・援助等を行う。

六 栄養士又は管理栄養士 1 名以上

栄養士又は管理栄養士は、献立作成・栄養管理等を行う。

七 機能訓練指導員 1 名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うとともに、それに伴う介護職員への指導等を行う。

八 介護支援専門員 1 名以上

介護支援専門員は、施設サービス計画原案の作成、変更等の他、身体的拘束等、苦情、介護事故等に係る記録を行う。

九 その他従業者 1 名以上

その他の従業者として、介護補助員や宿直業務を行う者を適当数充てる。

(入所者の定員)

第 5 条 利用定員は従来型 38 名とする。(ユニットの数及びユニットごとの利用定員)

(ユニット数はさかえ 6、ユニットごとの利用定員は、桐 A が 9 名、桐 B が 8 名、白樺 A が 9 名、白樺 B が 8 名、樺 A が 9 名、樺 B が 9 名)

(入所者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第 6 条 指定介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴、排せつ、食事等の介護
- 二 機能訓練
- 三 相談及び援助
- 四 社会生活上の便宜の供与等
- 五 健康管理
- 六 食事、その他のサービス

2 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額及び食費の負担額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額と食費の負担額とする。

3 前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 入所者の希望により、特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

- 二 入所者の希望により、特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 三 理美容代
 - 四 その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 当施設の利用に当たっては、他の御利用者様への迷惑行為、職員等関係者に対する違法行為や不当要求、器物の損壊、営利行為等を禁止する他、特に次の点に留意すること。

- （1）医療機関への付き添いは原則として御家族でおこなう。
- （2）施設内の設備は大切に使用する。損壊の原因によっては賠償を行う。
- （3）施設敷地内は禁煙とし、飲酒は施設長の許可を必要とする。
- （4）飲食物の持ち込みは原則としてご遠慮いただく。
- （5）危険物の持ち込みは禁止する。
- （6）持ち込まれた現金・貴重品の盗難、紛失等について施設では責任を負わない。
- （7）施設敷地内での他者に対する宗教・政治活動は簾かえる。
- （8）施設敷地内に動物の持ち込みは禁止する。
- （9）感染症の拡大防止のため、面会制限措置を行なう場合がある。
- （10）その他管理者（支配人）の注意等に従うこと。

（非常災害対策）

第8条 施設は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
 - 二 消防設備、施設等の点検及び整備
 - 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
 - 四 その他防火管理上必要な業務
- 2 施設は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うために研修計画を定める。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

（身体的拘束等の禁止）

第10条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

（その他運営に関する重要事項）

第11条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から2年間（苦情・事故・身体的拘束等に関する記録は5年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人博悠会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2025年2月1日から施行する。